

令和5・6年度佐賀県入札参加資格申請要領

«県内建設工事»

今回の入札参加資格有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

申請受付期間 (土日祝日を除く)

持参：令和4年11月21日～12月9日 ※受取のみ。受取時は書類の確認や審査は行いません。
郵送：令和4年11月21日～12月9日 ※受付票の返送等は行いません。原則、郵便追跡サービスを利用できる
(最終日消印有効) 書留やレターパック等をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送での申請にご協力ください。

提出書類

次ページの一覧表を参照。

提出方法

- ・次ページ「提出書類」すべてを順番どおりにA4フラットファイルに綴じ、背表紙に業者名を明記して提出。
- ・提出部数は1部。ただし、県からの問い合わせに対応できるよう、すべて提出控えを取っておくこと。

申請書提出先（お問い合わせ先）

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県県土整備部建設・技術課 入札・契約担当

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請（県内建設工事）」と朱書きすること。

電話 : 0952-25-7102

メール : shimeinegai@pref.saga.lg.jp

その他注意事項

- (注1) 申請書類に不備等がある場合は、令和4年12月23日までに不足分を提出してください。(ただし、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書を令和4年12月23日までに提出できない場合は、総合評定値通知書のみ令和5年2月6日までに必着するよう提出すること。)
なお、期日までに提出がなければ、申請がなかったものとして取り扱います。
- (注2) 申請日以降に申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお問い合わせ先あてご連絡ください。
申請書等を再度提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注3) 提出書類に記載された個人情報は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査のためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) をご覧ください。

提出書類

すべて A4 フラットファイルに綴じてください。

※下表内の「基準日」はすべて令和 4 年 8 月 31 日です。

共通	チェックシート、資格審査申請書（様式 1）、申請書受付票（持参時のみ）、 出資状況等に関する調査票 ※今回は返信用切手は不要です。
1	令和 3・4 年度入札参加資格決定通知書〈写し〉 ※令和 3・4 年度の入札参加資格を有している場合
2	佐賀県税に未納がないことの証明書〈原本〉 または徴収猶予許可通知書〈写し〉 ※非課税業者も「課税がない」ことの証明書〈原本〉が必要
3	佐賀県個人県民税に未納がないことの証明書〈原本〉 または徴収猶予許可通知書〈写し〉 ※個人事業主の場合
4	消費税等に未納がないことの証明書〈写し可〉 または納税の猶予許可通知書〈写し〉
5	社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入についての誓約書
6	委任状（行政書士） ※行政書士に申請を委任する場合。任意様式
7	建設業許可通知書〈写し〉 または許可証明書〈原本〉
8	① 令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書〈写し〉 ② 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書〈写し〉 ※申請受付時に②を提出できない場合は、審査済印等のある総合評定値請求書（様式二十五号の十四、別紙一～三）の写しを提出し、後日②を提出 ※上記①、②の期間内に、合併・分割・譲渡または会社更生法・民事再生法等による手続中の会社の総合評定値通知書がある場合は、その合併時等の通知書を含み、それ以降の通知書の写しを提出
9	平成 30 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの間に、県発注工事の完成検査を受け、工事成績を得ている場合 ①工事施工成績に係る申告書（整理番号 9-1） ②工事施工成績計算表（整理番号 9-2） ③当該工事の工事成績評定通知書〈写し〉 ※当該工事を建設工事共同企業体で受注したときは、共同企業体協定書も提出 ※対象となる工事は土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園の 6 種類 ※建築一式は請負金額が 500 万円以上、その他は 250 万円以上の工事（維持工事等、工事成績がないものを除く）
10	申請業種ごとに、基準日において次の技能士等が在籍している場合 ・舗装工事： 舗装施工管理技術者 ・管工事： 配管・配管工 ※管工事施工管理技士は加点対象外です ・造園工事： 植栽基盤診断士、街路樹剪定士 ①技能士等配置一覧表（整理番号 10） ②基準日において有効なその資格を証するもの〈写し〉 ③直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」〈写し〉 ※後期高齢者等に該当し、③で確認できない場合は、基準日までの直近 3 か月の賃金台帳および出勤簿の写しを提出 ※該当者の氏名・生年月日以外の項目（「標準報酬月額」等）はすべて黒塗り可
11	従業員が継続学習制度（土木一式工事、舗装工事：CPDS、建築一式工事：CPD）を受講している場合 ○CPDS または CPD の学習単位に係る申告書（整理番号 11） ○基準日から過去 5 年間の学習（研修）履歴証明書〈写し〉 ※佐賀県建築士会の証明で可 ※学習（研修）履歴証明書は、現時点（証明書発行申請日）に在籍している職員の取得単位数の合計
12	令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日の間に、建設業労働災害防止協会の活動に 5 割以上参加している場合 ○建設業労働災害防止協会の活動証明書〈原本〉
13	基準日においてエコアクション 21 の認証を受けている場合 ○登録証〈写し〉 ※総合評定値通知書（8-②）で ISO14001 の加点がある場合は加点対象とならない
14	入札参加資格に係る申告書（整理番号 14）

15	<p>ア 基準日時点で障害者を3か月以上継続して雇用している場合 ①障害者雇用状況一覧表（整理番号15） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれか〈写し〉 ③採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」〈写し〉 　または「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」〈写し〉 ④直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」〈写し〉 　※後期高齢者等に該当し、④で確認できない場合は、基準日までの直近3か月の賃金台帳および出勤簿の写しを提出 　※該当者の氏名・生年月日以外の項目（「標準報酬月額」等）はすべて黒塗り可</p> <p>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく身体障害者または知的障害者の雇用義務がある場合 ○令和4年6月1日現在の障害者雇用状況報告書〈写し〉 　※所定労働時間が週20～30時間の短時間労働者は1人当たり0.5人カウント 　※重度身体障害者または重度知的障害者の場合は1人当たり2人カウント 　※代表者、雇用保険の対象者とならない役員、常勤ではない日雇雇用者等は対象外</p>
16	<p>ア 令和2年6月2日から令和4年6月1日までの間に、採用時の年齢が30歳未満の若年者を正職員として採用し、基準日時点で3か月以上継続して雇用している場合 ①採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」〈写し〉 　または「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」〈写し〉 ②直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」〈写し〉 　※該当者の氏名・生年月日以外の項目（「標準報酬月額」等）はすべて黒塗り可</p> <p>イ 令和2年6月2日から令和4年6月1日までの間に、令和2年度または令和3年度の佐賀県立産業技術学院修了者（採用時の年齢が30歳以上32歳未満の者）を正職員として採用し、基準日時点で3か月以上継続して雇用している場合 ①、②に加え、③修了証書〈写し〉または修了証明書〈原本〉</p> <p>ウ 次のAまたはBに該当する者を採用した場合 A アまたはイに該当し、佐賀県内に所在地を置く学校（学校教育法に規定する学校。以下同じ。）を令和2年6月2日から令和4年6月1日までの間に卒業、または佐賀県立産業技術学院を同期間に内に修了した者 B アに該当し、佐賀県内に所在地を置く学校から県外の学校へ進学し、令和2年6月2日から令和4年6月1日までの間に卒業した者 ①、②に加え、④入社時に提出した履歴書〈写し〉または卒業証明書〈写し〉</p> <p>※「卒業した者」とは新規卒業、新規採用の者であり、卒業後に職歴等を有する者を除く</p>
17	<p>ア 「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に女性活躍推進宣言の内容を実施した場合 ○確認者の押印がある取組確認願〈原本〉</p> <p>イ 基準日までに、厚生労働省から「えるばし認定」を受けている場合 ○認定通知書〈写し〉</p> <p>ア「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に宣言内容を実施した場合 ○確認者の押印がある取組確認願〈原本〉</p> <p>イ 基準日までに、厚生労働省から「くるみん認定」を受けている場合 ○認定通知書〈写し〉</p> <p>「出会い系結婚応援企業」として登録し、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に所定の研修を受講した場合 ○研修受講証明書〈写し〉</p>
18	<p>不当要求防止責任者を選任し、選任された責任者が令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合 ○受講修了書〈写し〉</p>
19	<p>「さが健康企業宣言」または「がばい健康企業宣言」を行い、令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に優良企業として認定された場合 ○認定証〈写し〉</p> <p>「さが健康企業宣言」または「がばい健康企業宣言」のみを行った場合（優良企業認定されていない場合） ○宣言証〈写し〉</p>

20	<p>令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に、建設業法に基づく営業停止処分、指示処分、書面に基づく指導・勧告を受けた場合 <input type="radio"/>通知書の写し</p> <p>令和2年9月1日から令和4年8月31日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置または警告を受けた場合 <input type="radio"/>通知書の写し</p>
----	---

○税証明について

- ・申請日から3か月以内に発行したものに限る。
- ・佐賀県税に未納がないことの証明書は、原本を提出すること。
(県内に事業所がない業者や非課税業者も、「課税がない」ことの証明書の原本を提出すること。)
- ・消費税等に未納がないことの証明書は写し可。

※証明書請求先

佐賀県税に未納がないことの証明書	県内の県税事務所 ※下記参照
佐賀県個人県民税に未納がないことの証明書	事業主が在住している市町役場
消費税等に未納がないことの証明書	主たる営業所を管轄する税務署

※県内の県税事務所

佐賀県税事務所 納税課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町8-1（佐賀総合庁舎内）	電話：0952-30-3162
唐津県税事務所 納税課	〒847-0861 唐津市二タ子3-1-5（唐津総合庁舎内）	電話：0955-73-1551
武雄県税事務所 納税課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265（武雄総合庁舎内）	電話：0954-23-3103